

# やまゆりホーム運営規定

(指定居宅介護支援)

(目的)

第1条 指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとします。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりです。

居宅サービス計画の作成にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。

適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりです。

名 称 やまゆりホーム

所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷二丁目 15 番 18 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

(1) 管理者 1名 管理者は、業務の管理を一元的に行います。

(2) 介護支援専門員 3名 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。

(業務日及び業務時間)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は、次のとおりです。

1 業務日 月曜日から金曜日まで。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。

2 業務時間 午前9時から午後5時30分まで。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によります。

居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成の相談については、当施設窓口及び電話での受付とし、ご利用者本人の身体状況及び生活環境等を勘案するとともに、ご利用者の意思を尊重の上、居宅サービス計画を作成します。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内にご利用者宅を訪問の上、状況調査を行うものとします。

計画の作成にあたっては、ご利用者の身体的状況等を勘案し、MDS-HC方式、三団体方式、日本介護福祉士会方式、日本社会福祉士会方式、訪問看護振興財団方式、竹内式アセスメント方式のいずれかの手法を用いて課題の分析を行うものとします。

サービス事業者やその他サービス提供機関等との連絡・調整

居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス担当者会議を当施設において行うものとします。

また、サービス提供開始後についても、電話、訪問等によりご利用者及びサービス事業者との連絡を継続的に行い、ご利用者に対する課題及び居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整を行うものとします。

#### 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又はご利用者が介護保険施設への入所を希望した場合においては、介護保険施設への紹介等の便宜を提供します。

2. 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。
  - (1) 事業所から、片道おおむね2キロメートル未満400円
  - (2) 事業所から、片道おおむね2キロメートルを越えた場合は、1キロメートル増すごとに100円
  - (3) 前項の費用のお支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとします。

#### (事業実施地域)

第7条 事業実施地域は、次のとおりとします。

鶴見区、港北区

#### (その他)

第8条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。

採用時研修	採用後6か月以内
定期研修	年4回

- 2 介護支援専門員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等にご利用者及びご利用者のご家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にてご利用者及びご家族の同意を得るものとします。
- 3 介護支援専門員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とします。
- 4 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとします。

#### 附則

##### (施行の期日)

この規定は、平成11年10月1日から施行

この規定は、平成14年4月1日から施行

この規定は、平成17年4月1日から施行

#### 【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人横浜鶴声会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることに努めます。

特別養護老人ホーム やまゆりホーム

施設長 晝間 勝